

広島県教育委員会規則第五号

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則（平成二十八年広島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第8条関係）							
イ 教育職							
校長	職名	評価項目	内容	校長	職名	評価項目	内容
	(略)	③教職員人事管理	教職員の服務監督を適切に行うこと。 教職員が発言・行動しやす <del>い</del> 組織風土を創り出すこと。 教職員の人事評価を適正に行うとともに、人材育成を図ること。 主任の命課、分掌配置等を適切に行うこと。		(略)	③教職員人事管理	教職員の服務監督を適切に行うこと。 教職員の人事評価を適正に行うとともに、人材育成を図ること。 主任の命課、分掌配置等を適切に行うこと。
教頭	(略)	③教職員指導	教職員の能力を把握し、的確な指導育成を行うこと。 教職員の服務監督を適切に行うこと。 教職員が発言・行動しやす <del>い</del> 組織風土を保つこと。	教頭	(略)	③教職員指導	教職員の能力を把握し、的確な指導育成を行うこと。 教職員の服務監督を適切に行うこと。
備考 (略)							
ロ 行政職							
職名	職名	評価項目	内容	職名	職名	評価項目	内容
総括事務長	(略)	③事務職員育成	共同事務室に属する事務職員等に指導助言をし、能力の育成を行うこと。	総括事務長	(略)	③事務職員育成	共同事務室に属する事務職員等に指導助言をし、能力の育成を行うこと。

(略)	(略)	共同事務室に属する事務職員等が発言・行動しやましい組織風土を保つこと。	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-------------------------------------	-----	-----	-----

附 則

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。